

発議第 3 号

令和 3 年 3 月 2 6 日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会
委員長 宮嶋 良造

木津川市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び木津川市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

女性をはじめとする多様な人材の議会への参画を促進するための環境整備を図る観点から、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産における産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図る。また、行政手続等において原則として押印を廃止する国の動向を踏まえ会議規則の押印等の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

木津川市議会規則第1号

木津川市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

木津川市議会会議規則（平成19年木津川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料（発議第3号）

木津川市議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略) (欠席の届出)	第1条 (略) (欠席の届出)
第2条 議員は、 <u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	第2条 議員は、 <u>事故</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前</u> の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> 、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
第3条～第90条 (略) (欠席の届出)	第3条～第90条 (略) (欠席の届出)
第91条 委員は、 <u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。	第91条 委員は、 <u>事故</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
2 委員は、出産のため出席できないときは、 <u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前</u> の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に	2 委員は、出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> 、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

において、その期間を明らかにして、
あらかじめ委員長に欠席届を提出
することができる。

第92条～第138条 (略)
(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用
いて、請願の趣旨、提出年月日及
び請願者の住所を記載し、請願者
が署名又は記名押印をしなければ
ならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文
を用いて、請願の趣旨、提出年月
日、法人の名称及び所在地を記載
し、代表者が署名又は記名押印を
しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員
は、請願書の表紙に署名又は記名
押印をしなければならない。

4・5 (略)

第92条～第138条 (略)
(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用
いて、請願の趣旨、提出年月日並
びに請願者の住所及び氏名（法人
の場合にはその名称及び代表者の
氏名）を記載し、請願者が押印を
しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書
の表紙に署名又は記名押印をしな
なければならない。

3・4 (略)